

法科大学院認証評価手続細則（旧規則）の改定について  
（比較表及び改定理由）

2010年5月11日

（財）日弁連法務研究財団

旧規則（改定部分のみ）	改定内容	改定理由
<p>（認証評価のプロセス）</p> <p>第4条</p> <p>（中略）</p> <p>評価実施全体のスケジュールについての合意</p> <p>財団と評価対象法科大学院は、評価対象法科大学院に対する認証評価実施の全体的なスケジュールについて合意する。</p> <p>（中略）</p> <p>担当評価員の選任と法科大学院への通知</p> <p>評価委員会は、評価対象となった法科大学院（以下、「評価対象法科大学院」という）を担当する評価員を選任し、評価対象法科大学院に通知する。</p> <p>評価対象法科大学院は、自己点検評価報告書を作成し、財団に提出する。</p> <p>財団は、評価員により構成される評価チームによる自己点検評価報告書の分析・検討を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>評価委員会による評価報告書原案の作成並びに法科大学院への送付及び求意見</p> <p>評価委員会は、評価チーム報告書、自己点検評価報告書、関連資</p>	<p>（認証評価のプロセス）</p> <p>第4条</p> <p>（中略）</p> <p>評価実施全体のスケジュールについての合意</p> <p>財団と評価対象となった法科大学院（以下「<u>評価対象法科大学院</u>」という。）が、認証評価実施の全体的なスケジュールについて合意する。</p> <p>（中略）</p> <p>担当評価員の選任と法科大学院への通知</p> <p>評価委員会は、<u>評価対象法科大学院について、原則として5名の担当評価員</u>を選任し、評価対象法科大学院に通知する。</p> <p>評価対象法科大学院は、自己点検・<u>評価報告書</u>を作成し、<u>関連資料</u>とともに財団に提出する。</p> <p>評価員により構成される評価チームが、自己点検・<u>評価報告書</u>及び<u>関連資料</u>の分析・検討を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>評価委員会による評価報告書原案の作成並びに法科大学院への送付及び求意見</p> <p>評価委員会は、評価チーム報告書、自己点検・<u>評価報告書</u>及び<u>関</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正及び従前の制度・運用の明文化</p> <p>字句の修正及び従前の制度・運用の明文化</p> <p>字句の修正及び従前の制度・運用の明文化</p> <p>字句の修正及び従前の制度・運用の明文化</p>

<p>料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書原案を作成する。評価委員会は、評価報告書原案を評価対象法科大学院に送付して意見を求める。</p> <p>評価対象法科大学院は、評価報告書原案受領後30日以内に、財団に対して意見を申述することができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>(異議審査委員会による異議申立の審査)</p> <p>第7条 (中略)</p> <p>4 異議審査委員会は、必要に応じ、評価対象法科大学院・評価員等からの意見聴取を行うことができる。</p> <p>(評価後の重要な変更)</p> <p>第12条 当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を財団に通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(第3項新設)</p>	<p>連資料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書原案を作成した上、これを評価対象法科大学院に送付して意見を求める。</p> <p>評価対象法科大学院は、評価報告書原案受領後30日以内に、財団に対して意見を申述することができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>(異議審査委員会による異議申立の審査)</p> <p>第7条 (中略)</p> <p>4 異議審査委員会は、必要に応じ、評価対象法科大学院、<u>評価委員会委員</u>、評価員等からの意見聴取を行うことができる。</p> <p>(評価後の重要な変更)</p> <p>第12条 当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、<u>評価対象項目</u>に関し重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を財団に通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p><u>3 財団が、評価対象項目について重大な事実(その存在時期を問わない。)</u>を把握し、評価基準の全</p>	<p>明文化</p> <p>字句の修正及び従前の制度・運用の明文化</p> <p>教育課程及び教員組織以外にも重要な変更たり得るものがあるため</p> <p>評価対象項目について当財団が重大な事実を把握した</p>
--	---	---

<p>(新設)</p>	<p>部又は一部につき評価対象法科大学院に評価を受けることを求める旨決定した場合も、前項と同様とする。</p> <p>(追評価)</p> <p>第 17 条の 2 財団は、財団の認証評価において不適格認定を受けた評価対象法科大学院のうち、追評価可能と当財団が認めた法科大学院から申請を受けたときは、当該認証評価の翌年度又は翌々年度に、不適格認定の原因となった評価基準及び事後の重要な変更のあった評価基準を中心に、全評価基準についての評価を行い、その結果、評価基準ごとの評価を総合考慮し全体として適格と判定されるときには、適格認定を行う。ただし、認定期間は、追評価の時点から 5 年ではなく、その基となった認証評価の時点から起算して 5 年の残余期間とする。</p> <p>2 追評価の実施を翌年度と翌々年度のいずれに行うかについては、評価対象法科大学院と協議して定める。</p> <p>3 追評価に係る手続については、第 2 条、第 4 条から第 11 条まで、第 13 条、第 15 条及び第 16 条を準用する。この場合において、「認証評価」とあるのは、「追評価」と読み替えるものとする。なお、追評価の実施に当たっては、法科大学院と協議の上、一部の分野に</p>	<p>場合に働きかけを可能とするための制度を創設</p> <p>追評価制度新設に伴うもの</p>
-------------	---	--

<p>(再評価)</p> <p>第18条 財団は、認証評価を過去4年以内に受けた法科大学院から、当該認証評価に関連するものとして、財団の評価基準に基づきその全部または一部について評価を求められた場合（財団が認証評価に当たり再評価要請を付し、これに法科大学院が応じる場合を含む）に、認証評価に準じた評価（以下「再評価」という。）を行う。ただし、財団が認証評価に当たり再評価要請を付した場合において、法科大学院が希望するときは、当該再評価要請所定の期限内に、再評価に代えて認証評価を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 再評価に係る手続については、第2条、第5条第1号および第3号、第6条第1項、第2項および第3項 から 、第7条から第10条、第11条第1項 および並びに第16条について準用する。この場合において、「認証評価」とあるのは、「再評価」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>ついて簡易な評価手続とすることができる。</u></p> <p>(再評価)</p> <p>第18条 財団は <u>以下の各号のいずれかに該当するときは、</u>認証評価に準じた評価（以下「再評価」という。）を行う。</p> <p><u>財団が評価報告書において当該評価実施年度から4年未満の期間内に評価基準の一部について評価を受けることを求めた場合</u></p> <p><u>財団の認証評価を過去4年以内に受けた法科大学院から、評価基準の一部について評価を求められた場合</u></p> <p>(中略)</p> <p>3 再評価に係る手続については、第2条、<u>第4条、第5条第1号及び第3号、第6条第1項、第2項及び第3項第2号から第6号まで、第7条から第10条まで、第11条第1項第1号及び第3号並びに第16条を</u>準用する。この場合において、「認証評価」とあるのは、「再評価」と読み替えるものとする。<u>なお、再評価の実施に当たっては、法科大学院と協議の上、再評価対象の評価基準の全部又は一部について簡易な評価手続とすることができる。</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>従前の制度・運用の明文化</p>
--	---	---

<p>(再評価後の重要な変更と年次報告書)</p> <p>第20条 法科大学院は、再評価を受けた場合においても、再評価後次の認証評価を受ける前に教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を財団に通知するとともに、年次報告書を財団に提出するものとする。</p>	<p><u>4 第1項第1号の場合において、法科大学院が希望するときは、当該再評価要請所定の期限内に、再評価に代えて認証評価を行うものとする。</u></p> <p>(再評価後の重要な変更と年次報告書)</p> <p>第20条 法科大学院は、再評価を受けた場合においても、再評価後次の認証評価を受ける前に<u>評価対象項目</u>に関し重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を財団に通知するとともに、年次報告書を財団に提出するものとする。</p>	<p>字句の修正（現行規定第1項の一部を移置）</p> <p>教育課程及び教員組織以外にも重要な変更たり得るものがあるため</p>
---	--	---